

久留米市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月14日久留米市条例第30号）

改正前	改正後
<p>(就労)</p>	<p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第80条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p><u>(7) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(就労)</p>

改正前	改正後
<p>第79条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の事情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第80条 就労継続支援A型事業者は、第78条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、第78条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。</p>	<p>第79条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の事情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p><u>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第80条 就労継続支援A型事業者は、第78条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p><u>2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 就労継続支援A型事業者は、第78条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 第3項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。</p>

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成26年12月17日条例第59号)</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成26年12月17日条例第59号)</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成29年3月28日条例第9号)</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>